

令和元年 障害者雇用状況の集計結果

(令和元年6月1日現在)

上越公共職業安定所

「障害者雇用促進法」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.2%)以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について雇用義務がある事業主などから報告を求めています。

今回の集計結果は、雇用義務がある45.5人以上の民間企業の状況をまとめたものです(独立行政法人含まず)。

なお、上越所管内とは上越市、妙高市の企業の数字となっています。

(1) 上越所管内における雇用状況の推移

項目 年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (※1)	障害者数 (※2)	障害者数			実雇用率	不足数	達成企業数	達成割合 (%)
				身体	知的	精神				
平成27年度	150	21,862.5	405.0	276.5	93.0	35.5	1.85	69.0	92	61.3
平成28年度	151	22,132.5	429.5	276.5	104.0	49.0	1.94	66.5	95	62.9
平成29年度	148	22,271.5	451.5	272.0	117.5	62.0	2.03	59.5	100	67.6
平成30年度	165	23,422.0	506.5	288.5	132.5	85.5	2.16	79.0	102	61.8
令和元年度	163	23,869.5	533.5	297.5	153.5	82.5	2.24	72.5	107	65.6
[対前年増減数]	[▲2]	[447.5]	[27.0]	[9.0]	[21.0]	[▲3]	[0.08]	[▲6.5]	[5]	[3.8]

※1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

※2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

精神障害者である短時間労働者については、平成30年4月1日以降、新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者については、1人とカウント。(令和5年3月31日までの雇入れに限る。)

(2) 全国、新潟県、上越所管内の障害者雇用状況の比較

項目 年度	実雇用率(%)				達成割合(%)			
	全国	新潟県	上越所管内	新潟県との差	全国	新潟県	上越所管内	新潟県との差
平成29年度	1.97	1.96	2.03	0.07	50.0	60.0	67.6	7.6
平成30年度	2.05	2.06	2.16	0.10	45.9	55.4	61.8	6.4
令和元年度	2.11	2.12	2.24	0.12	48.0	57.8	65.6	7.8
[対前年増減数]	[0.06]	[0.06]	[0.08]		[2.1]	[2.4]	[3.8]	

(3) 規模別障害者雇用状況

項目 企業規模別	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率(%)			達成割合(%)		
				H30.6	R1.6	増減	H30.6	R1.6	増減
45.5~99	88	5,905.5	140.5	1.99	2.38	0.39	60.2	67.0	6.8
100~299	58	9,192.5	187.5	2.09	2.04	▲ 0.05	67.3	67.2	▲ 0.1
300~499	9	3,161.0	73.0	2.43	2.31	▲ 0.12	55.6	55.6	0.0
500~	8	5,610.5	132.5	2.33	2.36	0.03	50.0	50.0	0.0
計	163	23,869.5	533.5	2.16	2.24	0.08	61.8	65.6	3.8

(4) 産業別障害者雇用状況

項目 産業別	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率(%)			達成割合(%)		
				H30.6	R1.6	増減	H30.6	R1.6	増減
建設	19	1,952.5	39.0	1.63	2.00	0.37	44.4	63.2	18.8
製造	56	9,035.5	192.5	2.02	2.13	0.11	63.2	69.6	6.4
情報通信・運輸	16	1,329.0	30.0	1.78	2.26	0.48	50.0	56.3	6.3
卸・小売・飲食・宿泊	22	2,654.0	50.0	2.00	1.88	▲ 0.12	45.0	45.5	0.5
金融・不動産・賃貸	4	688.5	14.0	1.90	2.03	0.13	75.0	75.0	0.0
医療・福祉	30	5,418.0	154.5	2.86	2.85	▲ 0.01	87.5	90.0	2.5
サービス	13	2,434.0	49.0	2.04	2.01	▲ 0.03	57.1	46.2	▲ 10.9
その他	3	358.0	4.5	1.80	1.26	▲ 0.54	50.0	33.3	▲ 16.7
計	163	23,869.5	533.5	2.16	2.24	0.08	61.8	65.6	3.8

事業主の皆様へ

平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わりました

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わりました。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下になりました

事業主区分	法定雇用率	
	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わりました。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わりました

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者(※)に関する算定方法を、以下のように見直しました。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は

精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、

令和5年3月31日までに、雇い入れられ、

精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

対象者
1人につき **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。